

令和5年度指定管理者評価シート

1 管理運営の状況等

(1)施設名	さいたま市障害者福祉施設みのり園
(2)施設概要	<p>① 所在地 さいたま市西区三橋6丁目1587番地</p> <p>② 施設の設置目的 身体障害者福祉法第31条に定める身体障害者福祉センター及び障害者のための福祉施設として、障害者の福祉の増進を図るため設置。</p> <p>③ 施設の概要</p> <p>ア 開設年月 昭和58年4月</p> <p>イ 敷地面積 総合療育センターひまわり学園内</p> <p>ウ 延床面積 485.88㎡(総合療育センターひまわり学園建物一部)</p> <p>エ 構造 鉄筋コンクリート造 平屋建て</p> <p>オ 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 創作活動(教室等事業) ・ 木曜クラブ(在宅障害者対象事業) ・ 青年学級・OB会(離職予防事業) ・ 週末プログラム(土・日曜日実施) ・ 各種相談・情報提供事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 視力障害者の情報支援 ・ その他の事業 (作品展の開催、会議室等の提供、ボランティア・見学の受入れ)
(3)指定管理者	社会福祉法人 さいたま市社会福祉事業団
(4)指定期間、指定管理料	<p>①指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日</p> <p>②指定管理料(直近3か年) 令和3年度46,392千円、令和4年度46,392千円、令和5年度46,392千円</p>
(5)施設の管理運営の内容	<p>①運營業務の状況(利用状況含む)</p> <p>◇利用状況(団体、健常者の利用者数も含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数 3,406人(前年度3,136人) <p>◇業務実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開所日数 288日(前年度295日) ・創作活動(教室等事業) 545人(前年度 618人) ・木曜クラブ(在宅障害者対象事業) 149人(前年度 157人) ・青年学級・OB会(離職予防事業) 855人(前年度 823人) ・週末プログラム(土・日曜日実施) 391人(前年度 188人) ・視力障害者への情報支援 84人(前年度 119人) ・相談支援(個別相談・健康相談) 6人(前年度 3人) ・その他の事業(会議室等の提供、ボランティア、見学者等) 1,742人(前年度1,496人) <p>②維持管理業務の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃業務(日常清掃業務、定期清掃業務、館内消毒) ・機械警備業務 ・送迎バス運行業務 ・自動ドア保守点検業務

(6)収支状況	<p>①収入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者サービス等収入 274千円 (前年度 245千円) ・指定管理料 46,392千円 (前年度 46,392千円) ・その他 5,059千円 (前年度 8,058千円) <p>②支出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 37,677千円 (前年度 39,467千円) ・事務費 1,236千円 (前年度 1,231千円) ・施設管理費 6,575千円 (前年度 8,280千円) ・事業費 1,414千円 (前年度 1,440千円) ・繰入金 3,315千円 (前年度 3,315千円) ・その他 586千円 (前年度 557千円) ・本部追加繰入金 1,510千円 <p>【自主事業】</p> <p>①収入 14,999千円 (前年度 17,108千円)</p> <p>②支出 12,724千円 (前年度 11,287千円)</p>
(7)利用者アンケート等による市民からの意見・要望等への対応	<p>法人共通の取組として、さいたま市社会福祉事業団「みなさまの声」設置要項による投書箱の設置、サービス向上担当者会議による福祉サービス利用者アンケートの実施等、様々な状況で利用者からの意見・要望を受ける機会を設けた。利用者アンケートでは、教室事業の内容や職員の対応について、概ね好評な意見をいただいた。一方で、トイレや照明等、施設の老朽化に関する意見もいただいたが、令和6年度に実施する大規模修繕等に対応予定であることをお伝えした。</p> <p>各教室事業の後などに利用者から意見や要望を聴取し、それを基に、次年度はダンスやヨガ等、体を動かすことを目的とした教室を新たに実施することとした。また、離職予防事業で懇談会を開催し、将来の生活に不安を持つご家族が多かったことから、次年度は出張相談事業を実施することを計画している。</p>
(8)その他	<p>ひまわり学園の大規模修繕等に伴い、令和6年度は仮設園舎で事業を実施することとなる。仮設園舎でもスムーズに業務が継続できるように、各関係機関との調整、ご利用者への説明、引越しの準備などを適切に行った。</p>

2 提案内容の達成状況

(指定管理者から提案のあった項目の達成状況)

提案内容	達成状況
広域的な事業展開に関する提案	本丸公民館(岩槻区)で手編み教室、にぎわい交流館いわつきで社会参加支援講座事業、春光園けやき(見沼区)で離職予防事業を行うなど、さいたま市域で広域的な事業展開を行い、事業への参加を促進した。
発達障害者の居場所づくりに関する提案	新型コロナウイルスの影響で、令和5年度は発達障害者支援事業「イキイキみのりサロン」を中止したが、各教室事業や離職予防事業、在宅障害者対象事業において、参加者が安心してみのり園で過ごすことができるように、個々の障害の特性にも配慮して支援を行った。また、離職予防事業で保護者懇談会を実施したほか、利用者の求めに応じ、個別的な相談支援を年間6回行った。
アート支援に関する提案	みのり園を会場とした作品展のほか、近隣の内野公民館や西部文化センター、北区のプラザノース、宮原コミュニティセンターを会場として、アート作品展を実施した。また、みのり園利用者の埼玉県障害者アート企画展への出展の援助や、事業団ホームページでのアート作品のweb公開を行った。離職予防事業、在宅障害者対象事業においては、定期的に創作活動を行う時間を設け、利用者の創作意欲を高め、作品を出品することで社会との接点を広げることができた。

3 評価

(1) 指定管理者による評価

「いつでもどこでも集い、語り合える施設」をモットーに、市内在住・在勤の障害のある方のための利用施設として、広域的に事業を実施した。各事業において、参加者に文化的活動やレクリエーション等の機会を提供し、それをきっかけとして利用者相互、及び社会との交流を促進し、住み慣れた地域で豊かな生活が営めるよう支援を行った。利用者の個々の抱えている課題に対応するため、必要に応じて各区の支援課や障害者生活支援センター、事業団が運営する施設の相談支援専門員等とも連携を図った。

虐待防止の取組みについては、虐待防止委員会を年4回開催するとともに、委員会主催の虐待防止研修を開催し、障害者権利条約や障害者虐待防止法の内容確認、さいたま市障害者相談支援指針の読み合わせ、グレーゾーンについての検討等を行った。

アート支援に関しては、みのり園作品展のほか、近隣の公民館や文化施設でアート作品展を開催し、地域との交流機会の拡大に努めた。

また、令和5年度は実習生の受け入れに努め、福祉・教育の次世代の担い手の育成に寄与するとともに、実習指導を通して職員個々の資質向上を図った。

(2) さいたま市の評価(評価担当課:福祉局障害福祉部障害政策課)

総合評価 (B) ※A~D

新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、茶道や陶芸、手編み、ストレッチ、ボッチャ体験等の教室事業をほぼ通常通りの形で実施できた。また、利用者からアンケート等での意見聴取の結果、令和6年度からダンスやヨガ等の体を動かすことを目的とした教室を組み込んだ計画を立てるなど、利用者の意見や要望も積極的に取り入れている。

教室で制作された作品については、内野公民館や西部文化センター等の会場で行われた「アート作品展」に出展し、作品を外部に公開するとともに、地域の方々との交流を図った。

以上のことを踏まえ、総合評価を「B」とした。

(3) 来年度の管理運営に対する指導事項等

来年度以降も適正な管理運営を継続するよう指導していく。また、教室事業の利用数の増加や利用者の満足度向上にむけて、指定管理者の取組みを見守るだけでなく、市として関与できる部分については連携していきたい。